

社会資本整備審議会 建築分科会

第32回官公庁施設部会及び第16回事業評価小委員会

令和7年7月31日

【司会】 お待たせいたしました。定刻となりましたので、これより、社会資本整備審議会建築分科会第32回官公庁施設部会及び第16回事業評価小委員会を開会いたします。

委員の皆様方には御多忙のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日は、部会及び小委員会の効率的な運営の面から合同開催とさせていただいております。

本日は、ウェブ会議での開催となります。

ウェブ会議形式での開催に当たりまして、委員の皆様にご協力いただきたい点を3点お伝えさせていただきます。

まず1点目ですが、ウェブ会議中、委員の皆様のお顔がお互いに認識できるよう、カメラは常時オンにさせていただきますようお願いいたします。

2点目といたしまして、ウェブ会議中、発言者の音声を明瞭にするため、御自身が御発言されるとき以外は、マイク機能をオフにいただきまして、御発言される場合のみマイク機能をオンにさせていただきますようお願いいたします。

3点目といたしまして、ウェブ会議中、発言される際には、画面上部に挙手機能、「手を挙げる」アイコンがございますので、そちらをクリックいただき、指名されるのをお待ちください。指名後にマイクをオンにして御発言いただき、発言が終了しましたら、再度アイコンをクリックして手を下げていただき、マイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。

傍聴している報道関係の皆様におかれましては、円滑な会議運営のため、カメラ、マイクは常にオフにした状態で傍聴をお願いいたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、配付資料一覧を御覧いただき、資料の御確認をお願いいたします。欠落等ございましたら、マイクをオンにいただき、事務局までお申し出ください。

確認をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

次に、官公庁施設部会の委員でございますが、大森委員が退任され、田辺委員が臨時委員から本委員に、臨時委員に恒川委員が社会資本整備審議会令の規定により、新たに指名されております。

部会の委員につきましては、資料１の名簿のとおり、皆様指名されております。

また、田辺委員におかれましては、官公庁施設部会運営規則の規定により、事業評価小委員会の委員といたしましても指名されております。

小委員会の委員につきましては、資料２の名簿のとおり、皆様指名されております。

官公庁施設部会については、社会資本整備審議会令、事業評価小委員会については、事業評価小委員会の運営についての規定により、定足数は３分の１以上となっております。本日は、〇〇委員が欠席となりますが、部会、小委員会ともに定足数を満たし、成立しておりますことを御報告申し上げます。

次に、部会長の選任ですが、部会長は、社会資本整備審議会令の規定により、委員の互選により選任することとなっており、あらかじめ互選を行いまして、田辺委員が部会長に選任されております。

小委員会の委員長は、官公庁施設部会運営規則の規定により、同じく田辺委員が委員長に指名されております。

また、部会長代理は、社会資本整備審議会令の規定により、〇〇委員が部会長代理に指名されております。

小委員会の委員長代理は、官公庁施設部会運営規則の規定により、同じく〇〇委員が委員長代理に指名されております。

【司会】      ここで開会に当たり、官庁営繕部長より、一言御挨拶を申し上げます。

【国土交通省】   本日は、御多忙のところ、社会資本整備審議会建築分科会第３２回官公庁施設部会及び第１６回事業評価小委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から官庁営繕の事務事業の遂行に関しまして、御指導、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日の議事でございます官庁営繕事業の新規事業採択時評価につきましては、国土交通大臣から社会資本整備審議会に対し諮問があり、建築分科会官公庁施設部会に付託がされたところでございます。

本日は、事業評価小委員会との合同開催にて御審議をお願い申し上げます。委員の皆様方には忌憚のない御意見をいただければ幸いに存じます。

また、最近の官庁営繕行政についての報告におきましては、営繕事業における働き方改革の取組、脱炭素社会の実現に向けた施策への取組などについて説明をさせていただきます。これにつきましても、ぜひとも御意見をいただければと存じますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、引き続きの御指導、御協力をお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

本日は何とぞよろしくお願い申し上げます。

【司会】      ありがとうございました。

本日の議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただいた後に、発言者の氏名を伏せた形で国土交通省ホームページに掲載することにより公表させていただきます。

以後の議事進行は、田辺部会長にお願いしたいと思います。

田辺部会長、よろしくお願いいたします。

【部会長】      ありがとうございます。それでは、議事を進めさせていただきます。

資料3のとおり、国土交通大臣から社会資本整備審議会に諮問があり、建築分科会官公庁施設部会に付託されたものです。これにつきましては、本部会及び小委員会にて調査審議の上、意見を決定したいと思います。

では、第1の議題は、官庁営繕事業の新規事業採択時評価についてです。

初めに、官庁営繕事業の事業評価概要について御説明をお願いいたします。

【国土交通省】      それでは、御説明をさせていただきます。

今、画面には資料4の資料をお示ししております。

新規事業採択時評価に係る資料につきましては、配付資料一覧にもございますけれども、こちらの資料4と、それから参考1から4までの資料を御用意しております。

画面に映しております資料4につきましては、国土交通省として事業評価結果を公表する際の様式で作成したものになってございます。

1ページ目でございますけれども、こちらは一覧ということで、本日2事案御審議をいただくということで、洲本地方合同庁舎と周南地方合同庁舎の事業の概要をお示ししております。

資料4の2ページから6ページまでが洲本地方合同庁舎、それから、7ページから11ページまでが周南地方合同庁舎の資料となっておりますが、以降の評価に係る具体的な内容は、参考の資料を使いまして御説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお

願いたします。

では、私のほうから事業評価制度の概要につきまして、御説明させていただきます。資料は画面に映させていただきます参考1になります。

まず、1ページ目になります。こちら、我々が行う事業評価の位置づけを示したものになっております。政策評価に関する法律に基づきまして、国土交通省として策定いたしました政策評価基本計画の中で、個別公共事業については、事業評価方式により政策評価を実施するということになってございます。

左下に幾つか実施要領をお示ししておりますけれども、官庁営繕事業につきましては、その他施設費という区分に該当するものになっておりまして、その実施要領に基づいて評価を行うことになってございます。その上で、官庁営繕事業を対象とした具体的な考え方や手法について、実施細目、それから、評価手法を定めているというところになってございます。

次のページ、こちらは事業を進めていく中で、事業評価としてどういうものを実施しているかというものをお示したものになってございます。新規事業採択時評価に加えまして、事業期間中の再評価、それから完了後の事後評価と3つの事業評価をやっているというところでございます。本日は、一番上、事業費を予算化しようとする事業について評価をし、予算化に関する方針を決定するという新規事業採択時評価について御審議をいただくということでございます。

次のページは、官庁営繕事業の事業評価の具体的な手法の資料になってございます。手法に関しまして、今年度、変更点はございません。官庁営繕事業におきましては、こちらにお示ししております3つ、事業計画の必要性、合理性、効果の3つの観点で評価を行っておりまして、それぞれの項目につきまして、評点が100点または100点以上を確認するという手法になってございます。

一番左、事業計画の必要性につきましては、事業案の対象となっている施設に入居を予定しております官署が、現在入居している建物の状況进行评估するというものが主な内容になっておりまして、こちらに示しますような項目について、該当するものについて評価を行いまして、トータルで評点が100点以上であることを確認するということになっております。

真ん中、事業計画の合理性につきましては、計画しております事業案に対して同等の性能が得られる代替案の有無を確認し、事業案と代替案について、ライフサイクルコストを

用いて比較を行い、事業案の合理性を評価するというものになっております。事業案の合理性を確認できた場合には、100点を付与するということにしております。

それから、3つ目、事業計画の効果につきましては、事業の効果の発揮の見込みを評価するというものになっておりまして、上のB1、こちらは事業案により、吹き出しで書いております業務を行うための必要な内容を満たす見込みであることを確認いたしまして、トータルで評点が100点以上であることを確認するというようにしております。

また、評点はつけておりませんが、B2といたしまして、事業の特性に合致した施策に基づく機能が付加される見込みであることも併せて確認するというようにしております。

参考1については、以上になります。

参考2につきましては、先ほど御説明した要領等の本文を御用意しておりますけれども、本日は詳細の説明は割愛をさせていただければと思います。

以上、事業評価の手法の御説明でございました。

【部会長】      ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました、資料4参考1についてですけれども、御意見、御質問等があれば、「手を挙げる」アイコンでお知らせをいただければと思います。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。この後にも関係しますので、もし御質問あればいただければと思います。よろしいですかね。

それでは、また後ほどでも戻って質問していただいても結構でございます。

次に、個々の事業につきまして、説明をお願いします。

まず最初に、洲本地方合同庁舎の新規事業採択時評価につきまして御説明をお願いいたします。

【国土交通省】      それでは、個別の新規事業採択時評価について説明いたします。

まず、各事業の説明に先立ちまして、御審議いただく事業の選定経緯について簡単に説明いたします。

官庁営繕部では、全国で約4,000の官庁施設の整備を担当しておりまして、防災・減災対策、老朽化対策に重点的に取り組んでいるところでございます。その対策は改修によることを基本としておりますが、改修による対策が困難な施設について更新を行っており、更新の候補として数十程度に絞り込まれます。

その上で、深刻な老朽化など、重要な課題の解決を図り、地元との連携に応えるなど、効果が高く、敷地が確保できており、事業実施の準備が整っている事案として、2件を選定してございます。

続いて、それぞれの事案について説明いたします。

【国土交通省】 それでは1件目、洲本地方合同庁舎につきまして、御説明いたします。参考資料3を御覧ください。

まず、1ページ目、計画概要でございます。

既存の神戸地方検察庁洲本支部・洲本区検察庁、洲本税務署及び淡路労働基準監督署、こちらの3官署につきましては、いずれも既存施設の老朽化が進行していることに加えまして、エレベーターが未設置であることにより、バリアフリーの面で施設の不備があるなど課題を抱えている状況です。本事案につきましては、これらの課題を解消するため、この3つの官署を集約して合同庁舎として整備する計画です。

下の図は、現在各官署の庁舎が立地している場所、また建設予定地としている場所などの位置をお示ししております。建設予定地につきましては、洲本市役所に隣接する敷地で、現在は市有地となっています。この建設予定地を国が市から取得する一方で、洲本市は洲本城の城郭エリアの中にある検察庁と税務署の敷地を取得の上、跡地を城跡の観光資源として活用する意向があります。

2ページ目につきましては、現庁舎の概要でございます。いずれも築50年を過ぎている状況です。

3ページ目につきましては、想定している新庁舎の概要でございます。鉄筋コンクリート造4階建て、延べ面積約2,500平方メートル、工事費としまして約13億円を想定した計画となっています。

また、参考といたしまして、建設予定地、その周辺の状況などをお示ししています。

4ページにつきましては、入居予定官署の業務概要でございます。

5ページ目から、本事業評価における1つ目の視点、事業計画の必要性の評点について御説明いたします。

まず、入居予定官署ごとに、①老朽から⑨法令等の9つの項目のうち、該当する計画理由を整理しております。

1つ目の検察庁につきましては、老朽を主要素として100点、また、従要素として狭あい、施設の不備、また、地域連携に関する加算をそれぞれ計上しまして、合計で117

点を評点としております。

6 ページにつきましては、2 つ目の税務署、3 つ目の労働基準監督署それぞれにつきまして、評点を計上しております。同様の考え方で算出いたしまして、それぞれ 98 点、95 点と評点を付しております。

7 ページにつきましては、合同庁舎としての評点です。各入居予定官署の評点を計画面積の割合で加重平均すると 102.4 点となりまして、本事案につきましては、合同庁舎計画として計画しているものであることに基づきまして、10 点を加算します。合計といたしまして、112 点となります。この結果、100 点以上ですので、必要性を有しているとの評価としております。

評点を付した各計画理由の詳細につきまして、8 ページから 10 ページに示しております。8 ページと次の 9 ページの上段におきましては、各官署が入居する既存庁舎の老朽の状況をお示ししております。

9 ページ下段につきましては、狭あいの状況をお示ししております。

10 ページ上段におきまして、地域連携の内容を御説明しております。本事案の入居予定官署には、災害応急対策活動を行うことが想定される官署はありませんが、建設予定地につきまして、洲本市役所に隣接しており、災害時には洲本市の災害対策本部の活動を支援するため、駐車場を災害対策活動資機材や物資の集積場所とすることなどを洲本市から御要望いただいております、事業計画に反映していきます。

下段につきましては、施設の不備についてです。既存の各官署ともエレベーターが設置されておらず、一般の来庁者をはじめ、施設の利用者が階段しか利用できない状況となっております。

以上につきまして、必要性の御説明となります。

続いて、11 ページ、2 つ目の視点、事業計画の合理性ですが、事業案と代替案の費用を比較しております。

代替案については、右下の欄に記載しておりますが、税務署と検察庁を移転集約建替とし、労働基準監督署を現地での建て替えとしています。総費用の比較の結果、事業案のほうが現在価値として約 2 億円経済的でしたので、100 点としまして、合理性を有しているとの評価としております。

なお、この経済合理性の評価におきまして、社会的割引率を 4 % として算出した結果でありまして、社会的割引率をそれぞれ 1 %、2 % として設定した場合におきましても算出

し、いずれの場合においても事業案が合理的であることを確認しております。

12ページは、3つ目の視点、事業計画の効果のうち、B1、基本機能の評価です。この評価は、業務を行うための基本機能が発揮される見込みについて評価するものです。

この事業に関しては、3段目でアクセスが良好である点を評価し、B1全体の評価を110点としております。

なお、そのほかの項目につきましては、業務を行うための基本機能を適切に確保するよう計画を進めてまいります。

13ページは、B2の施策に基づく付加機能の評価です。この評価は、事業の特性に合致した施策に基づく機能が付加される見込みについて評価するものです。評価項目ごとに、確保する性能の水準と主な計画内容、それにより見込まれる効果を一覧で示しており、各水準を達成するよう計画に反映してまいります。

最後のページとなりますが、以上の3つの評価結果をまとめております。事業計画の必要性、合理性、効果の全てにおいて100点以上となりましたので、新規事業化は妥当であるという評価案としております。

洲本地方合同庁舎に関する説明は以上です。

【部会長】      ありがとうございました。

それでは、洲本地方合同庁舎の説明につきまして、御意見、御質問がある場合には「手を挙げる」アイコンでお知らせをいただければと思います。いかがでしょうか。

〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】      税務署は狭あいが理由になっていないから15%ぐらい面積が減るということですね。これと絡んで、代替案を見つけるときに、現在の必要な面積が足りないという意味のことが11ページの右下の米印にあります。ここには必要な面積に対応する賃借施設が存在しないと書いてあります。これは、15%減った分、すなわち新しい面積でもないのでしょうか。それとも事前の広い面積であればないということでしょうか、技術的なことですが教えていただければと思います。

以上でございます。

【部会長】      事務局、まとめてからにいたしましょうか。

【国土交通省】      はい、承知しました。

【部会長】      それでは、〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】      ありがとうございます。

計画としては、3つの施設を一つにし、また、都市の中心部に持ってくるということで、都市計画的にコンパクトシティでいいかと思います。ただ、この計画図を見ながら2つ質問があります。

1点目は、地震が起きた災害の場合には、隣の市役所と共同して駐車場を使ってというようなことが書いてありますが、3ページの計画図を見ますと、市役所と今回計画されています駐車場の間に、広場・緑地空間とあります。広場空間であれば、多分にハードペーブという固いものなので、そういった利用ができると思うんですけども、緑地ですと、土ということで、市役所と駐車場の間に緑地がある状態で、この災害対応の使い勝手はどうなんだろうということが1点目の質問です。

2点目は、今回この敷地計画図で建築の内部の計画図はないので、お考えであれば教えていただきたいんですけども、3つの施設、検察と税務と労基ということで、随分3つとも業務が違うものです。性格の異なるものが同居するということで、いらっしゃる市民の方に対する安全とか、そういったところをどのように考えて計画されているか、今の時点での考えをお知らせください。

以上です。

【部会長】      ありがとうございます。

それでは、続きまして、〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】      ありがとうございます。

2つ質問したいのですが、1点目は、もともと4,000件もある官庁施設の中で、この2件が選ばれたというプロセスについて、最初に説明が少しありましたが、4,000件を例えば100年の寿命で建て替えるとする1年に40件ずつやっていかなきゃいけないのに、1年に2件でいけるのか疑問があります。長期的なビジョンの中でのこの2件の位置づけがどうなっているのかをもう少しお知らせいただきたいです。

もう1点は、先ほどの〇〇委員や〇〇委員の話とも通じるんですけども、もともとの建物の面積を合計した面積よりも、今、計画されている面積が大きくなっていると思うんですね。合計して2,000平米ぐらいのものが延べ面積2,500ぐらいになっています。通常、用途が違えばいい、3棟を一つの建物にすると効率的になる可能性が高いので、面積としてはシュリンクできると思いますが、その辺りの規模をどのように想定されたのかを教えてください。

以上です。

【部会長】       ありがとうございます。

それでは、ほかに手が挙がっていないので、事務局、よろしいでしょうか。

【国土交通省】     御質問ありがとうございました。まず1点目、〇〇委員からいただいております御質問につきましてでございます。

事業計画の合理性の評価におきまして、代替案の設定をしているところでございますが、こちら右下に記載のとおり、各官署の入居に必要な面積に対応する賃借施設が存在しないという御説明をしております。こちら、洲本の市街地周辺、近隣の賃借施設を民間のオフィスビルなど、こういったものを調べているところでございます。その中で今回、各官署が入居できる必要面積が確保できるような施設を見つけることができなかったというところでございますが、その必要面積・規模につきましては、今回新たに計画している各官署がそれぞれ必要とする面積ということで、今回の事業計画を検討していく上で、官署ごとに必要面積を職員数でありますとか、業務として必要な室、そういったものを確認して面積を積み上げて必要面積を算出した、そういった検討結果に基づきまして確認をしているというところでございます。

2点目、〇〇委員からいただいております御質問につきまして御説明いたします。新庁舎の概要における配置計画につきましては、詳細につきまして、与条件の整理と設計の着手以降、具体的には検討を進めていくところでございまして、現時点でこの計画の配置計画図として記載しているこちらの資料につきましては、想定と御理解いただければと思います。したがって、ここでお示ししている配置どおりに実際設計が進められるというふうに限定しているものではないということで、また、この広場・緑地空間の機能・用途につきましても、現時点で明確に決まっているものではないというところでございまして、市役所側のスペースと連携してイベントであるとか、そういったものに使えるようにということ想定して、現時点でこの広場・空間を設けているというところではございます。こちらにつきましても、今後、具体的に案件を進めていく際に、市ともよく相談しながら検討・調整を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

3つ目、同様に〇〇委員からいただいた御質問につきまして、入居する官署が性格の異なる来庁者が出入りするという点でございます。こちらにつきまして、税務署、検察庁、また労働基準監督署、それぞれの来庁者のうち、特に検察庁におきましては、刑事事件における被疑者の出入りなども想定されるというところでございまして、こちらにつきましては、被疑者の出入りする動線につきまして、出入りの入り口を分ける、またエレベータ

一の出入りを制限する、そういった運用をする場合があります。そういった具体的な出入りの運用につきまして、どのように実際に必要な機能を確保していくか。そういったことも各官署にも確認しながら、設計の過程で内部の平面計画などに反映していく、そういったことを進めてまいるといところでして、合同庁舎の計画におきまして、各官署の来庁者の性格の異なる点につきまして、十分調整をしていきながら進めたいと思っております。

【国土交通省】 ○○委員から御質問がありました点でございますけれども、今回、新規事業採択の対象として2件ございますけれども、こちらは選び抜いた2件という形でございます。深刻な老朽化など重要な課題の解決を図り、地元との連携に応えるなど効果が高く、敷地が確保できており、事業実施の準備が整っているものということで、今回2件を選んでいるという形でございます。しかしながら、官庁施設については、高度成長期の同じような時期に多くの施設が整備されておまして、築後30年以上のものが5割強を占めているという状況でございます。これまで改修により対応してきまして、更新の件数というのはそれほどなかったのですけれども、今後、老朽化がさらに進行することにより更新が必要となる施設も今後増加する方向であると考えているところでございます。

また、この4,000施設についても、必ずしも全て官庁営繕の予算で対応しているというわけではなくて、官庁営繕の予算は主に合同庁舎のほう、合同庁舎の建設とかの対応をさせてもらっているのですが、中には単独庁舎の老朽化が著しかったり、また官署の統廃合があったりして、各省庁の予算で建てるというのがあったりします。そういったものはこの事業評価の委員会の対象外になりますが、そういったものの中にはあるという形でございます。

それが1つ目の御質問でございまして、もう一つの御質問、建物の面積の合計の件でございまして、まさに合同庁舎にすることで複数の官署が集まりまして、集約化によっての効率化するというのはございます。ただ一方で、もともとの庁舎が狭過ぎるといいましょうか、数十年前に建てたときに、当時の人員が、働いている方が少なかったりとか、今ほど業務が複雑化していなくて、固有業務室という、その官署特有の部屋が少なかったりしまして、今の人員や業務であればもっと広くする必要があるということでございます。つまり、それぞれの官署は広がったりはしつつ、合同庁舎化で集約化して効率化して、トータルで差引きをして面積が増えているというのが結果でございます。

以上でございます。

【部会長】 ありがとうございます。御質問、御意見いただいた委員の皆様、いかが

でしょうか。よろしいでしょうか。

〇〇委員、お願いします。

【〇〇委員】 2点目の面積の件ですね。もちろん事業に面積規模というのは非常に大きく影響するので、どういう規模のものがどういう形で想定されているのかという事業のプログラムというものが想定されているはずだと思います。それらが示されて、それが妥当かどうかということが事業の評価じゃないかなという気がいたしましたので、その辺り、今後で結構ですけれども、どういう形でなっているのかを確認させていただければと思います。

【国土交通省】 分かりました。ありがとうございます。

それで、最後の事業計画の効果のところでございます、事業計画の効果の口の①で建築物の規模ということで、業務内容等に応じて適切な規模を設定ということでございます。どういう考えかといいますと、主には職員の人員数や職階、例えば課長とか課長補佐とかをもとに換算人員を算出し、1人当たりの面積を掛けていく、つまり換算人員に対して1人当たりの面積を掛けていくという形で事務室面積を算出しております。これが、一般庁舎面積算定基準という、統一基準の面積の基準にございまして、そういったもので事務室の面積を算出し、会議室や倉庫の面積も算出していくというような形になってございます。

その上で、省庁ごとに独自の業務というのがありまして、税務署には税務署の独自の業務もあるし、検察には検察の取調べとか独自の業務がありますので、そういった各省庁の独自の固有業務の部屋というのを省庁ごとに個別に算定して、足し合わせて建築物の規模というのを算定しております。

以上になります。

【部会長】 ありがとうございます。〇〇委員、よろしいでしょうか。

【〇〇委員】 ありがとうございます。

【部会長】 それでは、続きまして、周南地方合同庁舎の新規事業採択時評価につきまして、御説明をお願いいたします。

【国土交通省】 それでは、2件目の周南地方合同庁舎につきまして御説明いたします。参考資料4を御覧ください。

まず、1ページ、計画概要です。既存の山口地方法務局周南支局、徳山税務署、徳山労働基準監督署、徳山公共職業安定所の4か所につきましては、いずれも既存施設の老朽化

が進行していることに加え、エレベーターが未設置によりバリアフリーの点で施設の不備があるなど課題を抱えている状況です。また、山口地方法務局周南支局におきましては、周南市から借用している土地にありまして、現在、市では周辺の敷地との一体的な利活用を考えているということで、返還を求められている状況にあります。

本事案は、これらの課題を解消するため、4つの官署を集約し、合同庁舎として整備する計画です。下の図におきましては、現在、各官署の庁舎や建設予定地などの位置を示したものです。建設予定地は周南市役所に面した敷地で、現在は市有地で駐車場として利用されています。この建設予定地を国が市から取得する予定となります。

また、建設予定地を含む街区では、市を中心とした一体的な整備を目指すこととして、敷地東側におきまして、市が整備予定の駐車場との一体的な利用や、今後整備が見込まれるほかの施設とも連携した空間づくりを見込んでいます。

2ページ、3ページは、現庁舎の概要です。法務局におきましては、現在、築後25年でございますが、建設当時、簡易な仕様で整備された経緯があり、老朽化が進んでいる状況です。また、そのほかの庁舎におきましては、いずれも築後50年が過ぎております。

4ページは、想定している新庁舎の概要で、鉄筋コンクリート造一部木造、6階建て、延べ面積約5,800平方メートル、工事費として約32億円を想定した計画となっています。また、参考として、建設予定地やその周辺の状況などをお示ししています。

5ページは、入居予定官署の業務概要です。

6ページから、評価の1つ目の視点、事業計画の必要性の評点について御説明いたします。洲本地方合同庁舎と同様、入居予定官署ごとに計画理由を整理しており、1つ目の法務局におきましては93点、2つ目、税務署におきましては88点を評点としております。

7ページ目、3か所目の労働基準監督署、4か所目の公共職業安定所におきましても、それぞれ評点を整理しており、それぞれ108点、104点を評点としています。

8ページは、合同庁舎としての評点です。各官署の評点を計画面積の割合で加重平均すると95.5点となり、本事案は合同庁舎計画として計画しているものであることに基つきまして10点加算し、合計で105点となります。この結果、100点以上ですので、必要性を有しているとの評価としております。

評点を付した各計画理由の詳細につきまして、9ページから12ページに示しております。9ページ、10ページは、各官署が入居する既存庁舎の老朽の状況です。

11ページの上段は、狭隘の状況でございます。下段につきましては、法務局の借用返

還について改めて御説明するもので、周南市から借用している敷地の返還を求められているという状況でございます。

12ページ上段は、地域連携の内容です。本事案の入居予定の官署には、災害応急対策活動を行うことが想定される官署はありませんが、災害発生時、安全性が確認できる場合には、エントランスホールや会議室を一時避難スペースとして活用することを周南市から御要望いただいております、事業計画に反映していきます。

下段におきましては、施設の不備についての御説明です。既存の各官署ともエレベーターが設置されておらず、一般の来庁者をはじめ、施設の利用者が階段しか利用できない状況となっております。

以上が必要性の説明です。

続きまして、13ページ、2つ目の視点、事業計画の合理性ですが、事業案と代替案の費用を比較しております。代替案につきましては、右下の欄に記載しておりますが、法務局と税務署を移転・集約・建て替えとし、労働基準監督署、公共職業安定所の現地での建て替えとしています。それぞれ必要な面積等の考え方につきまして、先ほどの洲本地方合同庁舎と同様となります。

総費用の比較の結果、事業案のほうが、現在価値として約5億円経済的でしたので、100点として合理性を有しているとの評価としております。なお、この経済合理性の評価におきまして、社会的割引率を4%として算出した結果でありまして、社会的割引率をそれぞれ1%、2%とする場合も算出し、いずれにおきましても、事業案が合理的であることを確認しております。

14ページは、3つ目の視点、事業計画の効果のうち、B1：基本機能の評価です。この事業に関しては、2段目で自然的条件から見て災害防止・環境保全上良好な状況である点、また、3段目でアクセスが良好である点をそれぞれ評価しております。ほかの項目につきましては、業務を行うための基本機能が確保できるよう計画を進めてまいります。合計としまして、B1の評点を121点としております。この結果、100点以上ですので、業務を行うための基本機能が発揮されるものと評価しております。

15ページは、B2の施策に基づく付加機能の評価です。基本的な考え方は、洲本地方合同庁舎と同様のものとなります。

最後のページにおきまして、以上3つの評価結果をまとめております。事業結果の必要性、合理性、効果の全てにおいて100点以上ですので、新規事業化は妥当であるという

評価案としております。

周南地方合同庁舎に関する説明は以上です。

【部会長】      ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等がある場合には、「手を挙げる」アイコンでお知らせをいただければと思います。ぜひ積極的にお願いできればと思います。

それでは、〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】    幾つか質問させてください。この委員会で出てくる事案はいつも、築40年超、築50年超等、老朽化が激しく、一方で、この時期（高度経済成長期）の施設は全国で多いので、待ち行列はどれだけあるのか、という問題があると思います。

一方で、山口地方法務局の事案では、築25年と比較的新しい建築がありますが9ページの情報では老朽度は相当進んでいるように思えました。日常の修繕方針はどのように実施されているのか可能な範囲で教えてください。

もう1点、「現存率」という用語の定義、測り方を説明いただきたいです。

以上です。

【部会長】      ありがとうございます。

ほかに手を挙げている委員の皆様いらっしゃいますでしょうか。

それでは、〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】      ありがとうございます。こちら先ほどの例と同じように、面積が結構増えているんですね。さっきと違う見方で言いますと、これはそれぞれの省庁の管轄のもので、その中身に触れるのはなかなかできないのかもしれないんですけど、今どきの働き方改革というのは建設業だけでなく省庁にも多分及んでいると思うんですが、そういうオフィスの在り方とか、働き方そのものを見直すということが、今、自治体などで施設を見直すときには必ずソフトの見直しをしていると思うんですね。中身をどういうふうに使っていくのかを変えないと、建物だけ入れ替えても意味がないということはかなり議論していると思います。官庁施設の場合には、そうした中身の在り方を見直していくようなことは判断の材料に入らないんでしょうか。それも実は事業評価の重要な視点じゃないかなと思うんですが、その辺りどう考えておられるのか教えてください。

【部会長】      ありがとうございます。

それでは、続けて〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 二度目の発言になりますが、申し訳ありません。1点だけ確認です。今回、B/Cを出していただいています。公共事業評価手法委員会では、営繕がB/Cを出していないという位置づけになっており、基準にはB/Cが入っていません。そうすると、B/Cを出しておられるのは参考値という扱いなんですか。例えば出した限りは、どういうふうに算出するかを示しておかなくていいのかという気がしました。以上でございます。

【部会長】 ありがとうございます。

よろしければ、一旦ここで事務局から回答等をお願いいたします。

【国土交通省】 ありがとうございます。1点目、〇〇委員からいただきました御質問につきましてでございます。

法務局につきましては、築25年ということで、ほかの官署に比べると築年数は比較的浅いという状況でございますが、こちらの官署は、長く使うことを想定していないプレハブのような形式で簡易な仕様で整備されたという経緯が建設当時でございます。現在の状況におきましては、屋根が折板であるということもありまして、漏水など不具合が生じているというところではございますが、一定程度想定される状況の老朽というふうに考えてございます。

ふだんの修繕はどういうふうに行われているかという点につきまして、こちら法務局の管理官署におきまして適切な維持管理はされているものというふうに承知はしているところでございます。一方で、各建物の構造体でありましたり、仕上げ・非構造の部材でありましたり、そういったところの老朽化に伴ってこういった事象が発生しているというところについては、一定程度想定し得るものということで、法務局の庁舎については築浅ではございますが、そういった老朽化が進んでいるということを反映した評価になります。

【〇〇委員】 ありがとうございます。

【国土交通省】 現存率についての御質問をいただきました。現存率につきましては、我々国土交通省の職員が実際に現地に行きまして、建物の状況を見て、確認した結果を基に老朽度合いを数値化したものになっております。概要を示す資料を画面に映しましたけれども、今真ん中には躯体の例をお示ししております。躯体ですとか屋上の防水の状況、あるいは外壁の状況、あとは設備機器なんかも設置年数、それから劣化の状況等を確認いたしまして、各部位の現存率を0.1刻みでまずは出しまして、それらに対して建物のコストの構成割合で重みづけをして、全体の現存率というものを算出しております。したがって、例えば設備機器がまだ更新していないとなると設備の部分の現存率は低くなりま

すが、建築の部分はまだ劣化が見られない状態であるとなると、全体としてはならされた形で、建築物全体の現存率が出てくるというような指標になってございます。

ざっくりとですが、以上になります。

【〇〇委員】      ありがとうございました。

【国土交通省】      続きまして、〇〇委員からの御質問で面積についてでございますけれども、オフィス改革とか働き方改革というのは非常に重要な取組でございまして、私たちもしっかりやっていっていますし、各省庁の動向というのは注視しているというところでございます。

その上で、周南の入居官署ですけれども、主にはお客さまが来るような官署、税務署でございましたり、登記のために来る法務局でございましたり、職業安定所でございましたりと。お客さまが来るような施設については、当然、テレワークになかなかないところも業務内容にあたりしますので、個別性があると考えてございます。新しいオフィスの在り方については、設計の中で入居官署とよく打合せをしながら、入居官署から要望をもらいながら、設計の中で十分検討していきたいと思っております。

以上でございます。

【国土交通省】      続きまして、〇〇委員から御意見のありましたB／Cを出しているのではないかと御質問ですけれども、今画面にお示ししております事業計画の合理性の評価につきましては、事業案と代替案のライフサイクルコストをそれぞれ算出して、そのコスト同士を比較したものになっております。したがって、事業による便益を出して、それと事業案のコストについて比較をしているという形にはなってございません。

【〇〇委員】      よろしいですか、そうすると、一般的に言われているB／Cとは違って、ライフサイクルコストの比較で、コスト・コストの比較で示されているということでしょうか。

【国土交通省】      おっしゃるとおりでございます。

【〇〇委員】      分かりました。御説明いただきありがとうございました。

【部会長】      〇〇委員、よろしいでしょうか。

【〇〇委員】      結構です。

【部会長】      積極的に御意見いただくというのは大変重要だと思っております。ありがとうございます。

それでは、ほかの御発言いただいている委員の皆様もよろしいでしょうか。

それでは、本件議題について2件ございますけれども、官公庁施設部会及び事業評価小委員会としての意見を決定させていただきたいと思います。様々御質問いただきましたけれども、これらの2件については、新規事業化は妥当であるというような結論でよろしいでしょうか。もし異論がある場合には、「手を挙げる」アイコンでお知らせをいただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、異論はないというようでございますので、妥当であると決定をさせていただきます。建築分科会の報告につきましては、官公庁施設部会長である私に御一任をいただきますよう、よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移りたいと思います。「最近の官庁営繕行政について」の報告を事務局のほうからお願いいたします。

【国土交通省】 それでは、資料の5、最近の官庁営繕行政について御報告させていただきます。

1ページを御覧ください。「官公庁施設整備における発注者のあり方について」の答申を受けた取組状況の現時点での御報告でございます。答申で示していただいた当面実施すべき施策（1）から（4）に対応した主な取組を一覧で記載しております。

新しい取組といたしましては、（2）に対応した取組の技術基準等の整備・活用の促進のところに記載している公共建築工事標準仕様書などについて、今年の3月に改定するとともに、官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領の解説・パンフレットを同じく今年の3月に作成をしております。

また、（4）に対応した取組の一番下に記載している「公共建築工事における工期設定の基本的な考え方」を今月改定しております。

また、資料には記載しておりませんが、（1）に対応した取組であります「公共建築工事の発注者の役割」解説書につきまして、昨年の第三次・担い手3法を踏まえた改正を行う予定でございます。今後も引き続き、国や地方公共団体との連携を図りながら、社会情勢の変化などに発注者として適切に対応するために必要な取組を進めてまいります。

続いて、2ページを御覧ください。「官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領」の解説及びパンフレットについてでございます。基準及び要領につきましては、業務報酬基準の改定に合わせて令和6年1月に改定したところですが、公共発注機関においても広く活用されていることを踏まえ、今年3月に解説及び周知用のパンフレットを作成しました。解説では、公共建築相談窓口等で質問が多い内容を留意事項として取りまとめております。

引き続き、公共発注機関における予定価格の適正な設定に資するよう、官庁営繕における設計業務等委託料の積算方法の周知と理解の促進に努めてまいります。

続いて、3ページを御覧ください。営繕事業における働き方改革の取組についてです。ここに示してありますように、適正な工期設定や生産性向上などの取組をパッケージ化して推進しております。令和7年度から拡充する取組については、次の4ページにまとめております。

4ページを御覧ください。昨年6月に成立した第三次・担い手3法などを踏まえまして、直轄の営繕事業において今年度から4つの取組を拡充し、働き方改革をより一層推進することとしております。それぞれの取組につきましては、次のページから順に御説明をいたします。

5ページを御覧ください。週休2日促進工事についてです。昨年度より工期全体の「通期で週休2日」に加え、「月単位の週休2日」の確保に向けた取組を推進していましたが、2つ目の丸にありますように、今年度から工期中の全ての週における週休2日の確保に向けた取組を推進しております。

次に6ページを御覧ください。営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整についてです。現場の円滑な運営には、設計図書の完成度を高めることも重要です。そこで、令和5年にまとめた営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化のために、営繕工事の各段階において発注者として実施する事項につきまして、特に設計に関連した取組についての理解を深めるための事例を用いた解説資料を今年3月に公表しました。

次に7ページを御覧ください。工期設定の基本的考え方についてです。令和6年4月より建設業において時間外労働規制が適用されたこと等、平成30年の取りまとめ以降の建設業にまつわる動向などを踏まえまして、公共建築工事の発注者が連携して建設業の働き方改革をより一層推進するために、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」の見直しを行い、取りまとめました。

次に8ページを御覧ください。生産性向上技術の活用についてです。官庁営繕事業においては、新築の設計業務及び工事の全てにおいて、BIM活用に関する発注仕様書であるEIRという発注者情報要件を原則適用し、BIM活用を促進しております。また、BIMの活用法を実例的に示すことを目的に、EIRで示す指定項目への対応を基本としたBIMデータの例として「営繕BIMモデル」を作成し、そのデータの公開をしているところです。さらに、積算にBIMデータから取得した情報に必要な条件やデータ等を追

加して積算数量の算出を行う「B I M連携積算」を試行しております。

下段の「デジタル技術を活用した監督・検査の試行」につきましては、令和5年度から配筋検査とガス圧接継手外観検査について試行を行っております。

なお、資料には記載しておりませんが、デジタル技術に関連した取組では、公共建築工事標準仕様書のデジタル版の作成に向けて、昨年度は建築を中心に、そして今年度は設備も対象に加え、検討を進めております。

次に9ページを御覧ください。官庁施設におけるポテンシャル評価の試行についてです。官庁施設は半数以上が築後30年を超えており、その多くが今後、改修や更新の時期を迎えることを踏まえ、令和7年度より官庁施設において更新を優先的に検討する施設と長寿命化を優先的に検討する施設を整理するための評価手法について試行をしております。試行結果を踏まえ、評価手法を見直すとともに、評価結果から今後の官庁施設の整備の方向性、緊急度判定基準の見直しの基礎資料としての活用を考えております。

次に10ページを御覧ください。脱炭素社会の実現に資する取組についてです。政府実行計画において、2030年度までに新築建築物平均でZ E B R e a d y相当となることを目指す、という目標が掲げられており、官庁営繕事業においても各種取組を実施しています。新築事業については原則、Z E B O r i e n t e d相当以上として整備するとともに、可能な限りさらに高い省エネルギー性能を目指します。また、再生可能エネルギー利用を推進し、太陽光発電設備については、日射条件や屋上を避難場所とするなどの他の用途との調整等を考慮しつつ、最大限設置することを徹底します。

次に11ページを御覧ください。建築物L C Aの取組についてです。建築物のライフサイクルカーボンの基本構想において、国が建設する庁舎において建築物L C Aを先行的に実施するとされました。これを受けて、令和7年度の新築設計段階において、ライフサイクルカーボンの算定を試行するとともに、設計の完了した官庁施設を対象に削減に向けた検討を開始いたします。

続いて12ページを御覧ください。Z E B及び建築物L C Aの取組のロードマップです。前回の官公庁施設部会において、どのような形で脱炭素に向かっているかというのを見えるようにしたほうがいいのではないかという御指摘をいただきまして、それを踏まえて作成したものでございます。

Z E Bに関しては、これまでZ E B O r i e n t e d相当以上となる設計を行ってまいりました。今後の環境省の平均Z E B R e a d yの考え方によりますが、省エネ水準の引

上げを行い、原則、Z E B R e a d y以上の基準化を目指します。

建築物L C Aについては、2 0 2 8年度の建築物L C A制度化を見据え、官庁営繕部における先行実施の取組で得た知見等を生かして環境保全性基準に反映します。

1 3 ページを御覧ください。木材利用の取組についてです。公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の改正に伴い、法に基づく新たに決定された基本方針において、木造化を図る公共建築物の範囲が拡大されたことを受けまして、左下の技術基準類の整備の3つ目の丸に記載している公共建築木造工事標準仕様書を令和7年3月に改定し、混構造を含めた多様な木造化にも対応するなど、内容を拡充いたしました。

続いて1 4 ページを御覧ください。霞が関地区の主な整備状況についてです。官庁営繕部では平成2 0 年6月に答申をいただいた「今後の霞が関地区の整備・活用のあり方」等を踏まえて、霞が関地区の施設整備を推進しております。今年度は昨年度の御報告から状況は大きく変わっておりませんので、新たに御確認いただきたい事項はございませんが、主な事業の進捗状況について御報告いたします。

地図の赤い線の内側が一団地の官公庁施設として都市計画決定されている霞が関団地となります。地図の中で、黄色の吹き出しの箇所が、通常の事業で設計または建設中の施設、青色の吹き出しの箇所が、P F I 事業により建設中の施設となります。順に現状を御報告いたします。

1 5 ページを御覧ください。新たな国立公文書館及び憲政記念館につきましては、現在旧施設の取壊し工事を進めており、今年度後半は土工事を行う予定となっております。

1 6 ページを御覧ください。警察総合庁舎につきましては、現在、設計業務において実施設計を行っております。また、新築工事に先立ち、旧施設の取壊し工事の発注手続を進めております。

1 7 ページを御覧ください。内閣府新庁舎につきましては、令和9年度の施設完成を目指し、現在、建設工事を進めているところでございます。

1 8 ページは、Z E Bに関する御参考となっております。

御報告は以上でございます。

【部会長】      ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、御質問等がございましたら、「手を挙げる」アイコンでお知らせをいただければと思います。ぜひ皆さんから御質問とか御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。ぜひ一言でも御発言いただければ。

〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 すみません、シンプルな質問なんですけれども、一団地認定されている霞が関の計画についてです。14ページを見ていただくと、PFI事業で行われているものが1件で、ほかの2件は通常の建設というふうに説明ありました。現在、内閣府をはじめ政府では、PFI事業推進室なんかを設けてPFIを非常に推進する方向だというふうに理解しております。PFIを使わないという建設手法を選んだ何か理由があるのであれば教えていただきたいと思いました。お願いいたします。

【国土交通省】 御質問のございましたPFIの件でございますけれども、それぞれ公文書館、警察総合、いずれも企画立案を各省庁のほうでしてございまして、各省庁のほうでPFIをしないという決定をしたという形になっています。それはそれぞれ施設の特徴があって、PFIになじまないというのを整理されたというふうに聞いてございます。

以上でございます。

【〇〇委員】 現状はそうかと思えますけれども、推進室のほうでも建物だけではなくて公園もというふうに広くやるという方向にあるようです。可能であればPFIでやるのではなかったのかなというふうに思いましたので質問させていただきました。現状そうだということはよく分かりました。ありがとうございます。

【国土交通省】 おっしゃるとおりでございまして、官庁営繕予算の場合でしたら、一定の規模以上でPFIがなじむものについては、検討した上でPFI手法という方向で進めております。私どもも可能なものはPFIを推進しているというところでございます。

【部会長】 ありがとうございます。

それでは、〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 御説明どうもありがとうございました。木造化の推進を一層推し進めるということで、ぜひうまくいってほしいんですが、実際に混構造を造っていく中で、施工の段階でいろいろ心配なことがあるのも事実なんです。例えば鉄骨構造でしたら、精度を考えるとときには1ミリ、2ミリの誤差で納めるのも不自然じゃないですけれども、木造に関してはそこまでの精度で造るのが難しい場合もあり、そういったそれぞれの世界で当たり前だと思っている精度、そのオーダーが違う者同士を最後にくっつける段階で全然納まらなかったり、どこかにしわ寄せが、工程の最後のほうにひどいしわ寄せがきてしまったり、そういった施工上の不具合が起こりやすいこともまた事実なんです。

なので、木造化によっておのずと混構造化も進むと思うんですけれども、そういったも

のの施工に当たっては、より積極的に、お互いに施工精度とか、全体をうまく施工するために必要な精度はどの辺りなのかという話を積極的に進める必要があると思うんです。そういう部分を十分配慮しながら、ぜひ成功例としていつていただきたいなと思っております。その辺がうまくいかないと、せっかく木造にしたものの、数年たったらカビだらけ、さびだらけになっていて、結局失敗じゃないかということが全国で一斉に起こってしまったら、これは大変なことだなと思います。その点の前例の研究だとか、ぜひ積極的に取り入れてほしいなと思いました。 以上です。

【部会長】      ありがとうございます。事務局から何か御返答、回答等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

【国土交通省】      木造化の、特に混構造について御指摘いただき、ありがとうございます。昨年度から今年度にかけてですけれども、混構造にする場合のディテールについて、これまでの事例と、設計上、施工上の留意事項を取りまとめるという検討会を設置しております、そちらで取りまとめ次第、各地方整備局へ展開するとともに、各地公体に情報提供してまいりたいと思っております。

以上でございます。

【〇〇委員】      よろしくお願いします。

【部会長】      ありがとうございます。

それでは、〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】      すみません、何点かまた伺います。1つはシンプルな質問ですけど、木造化に関連して、木造化を積極的に進めるとあるんですけど、先ほどの洲本とか周南のようなもの、最近は木造でもできるようになってきていると思うんですが、どういうものだったら木造にするというのは、何かルールが国交省の中に、官庁営繕の中にあるのかということをお聞きしたいです。

それから2点目、官庁施設におけるポテンシャル（性能）評価の試行という9ページのところ、これは私も昨年関わらせていただいたものですが、先ほどのどういうふうに対象の案件を選んでいくのかというプロセスが、こういう試行と、それからどういうものを改修したり更新したりするかというプロセスは、どう関係しているのかということをお聞きいただけますか。お願いします。

【部会長】      それでは事務局、お願いいたします。

【国土交通省】      まず、木造化のルールについてお答えしたいと思います。

いわゆる都市（まち）木法と言われる法律の基本方針がございまして、そちら令和３年度に改定がなされまして、中高層の建築物も含めて木造化を図るということになっております。それは全体の木造化、純木造だけではなくて今話題になっています混構造も含めてではございますけれども、推進するということになっています。その基本方針の中で、木造化になじまないという類例が示されておりまして、私ども国土交通省で一番関わりがあるところで言いますと、災害対策活動拠点になる施設については、今のところ木造化がなじまないとされておりまして、そういった用途の施設については非木造で建設しております。類型に入っていないものにつきましては、基本的には混構造を含めた木造化を進めるというルールになっております。

以上です。

【国土交通省】 続いて、２点目のポテンシャル評価について御説明させていただきます。

〇〇委員におかれましては、ポテンシャル評価の試行内容の取りまとめに御指導いただきまして、大変ありがとうございました。それで、こちらのポテンシャル評価を活用しまして、先ほどの御説明にもありましたけれども、官庁施設は、半数以上が築後３０年を超えているということでございますので、更新する施設をちゃんと見極めていかないといけないということで、この評価を活用して、どういう施設を優先的に更新していくかというところをしっかりと抽出して、その次の段階の評価に活用していきたいと考えておりますし、また、事業評価の必要性の評価と重なるところもありますので、この辺りは今回の試行を経て、どういう形で見直すかということも含めて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

【〇〇委員】 ありがとうございます。

【部会長】 〇〇委員、よろしいでしょうか。

【〇〇委員】 確認ですけど、今日御説明いただいた洲本と周南は、いずれも災害対応もあるということなんですね。鉄筋コンクリートだったと思うんですけど、周南のほうは一部木造ってあるんですかね。

【国土交通省】 洲本地方合同庁舎におきましては、入居予定官署に検察庁がございまして、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設に当たるということで、本事業におきまして木造化の対象としていないところです。周南地方合同庁舎におきましては、こういった木造化になじまない、また木造化を図ることが困難といった入居予定官署はない

ということで、一部木造ということで木造化を図る計画としております。

【〇〇委員】      ありがとうございます。

【部会長】      ありがとうございます。

それでは、〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】      本日も参加をさせていただいて、ありがとうございました。最近の官庁営繕業務ということでお伺いして、そこに関連して、極めて文系的で行政法的な御質問で恐縮なのですが、そもそも官庁営繕業務の目指すべきところというのは何なのだろうと思って今、にわかにもいろいろと情報を調べておりましたところ、国土交通省のホームページの中には、官庁営繕計画書というのが出てきて、それについては毎年度改訂されているということが、毎年度、基本的には新たなものにしていく状況にあるというのが分かったのですが、ミッションに関わる資料が、今ホームページに載っているもの、例えば官庁営繕におけるミッションの実現に向けた取組についてとか、あとは官庁営繕部職員業務行動指針という、そもそも官庁営繕というのはどうあるべきかみたいなことを示す書類の日付がすごく古くなっているような気がしたのですが、新しいものはできているのでしょうか。または、新しいものを策定する運びみたいなものはあるのでしょうか。そもそも官庁営繕が目指すべきところみたいなところは、どこでどういうふうに決められているのかということをお教えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

【部会長】      それでは、事務局、お願いいたします。

【国土交通省】      〇〇委員御指摘のとおり、官庁営繕のミッション等を示したものが随分前のものになっているということで、今の目でいろいろとまた考えなければいけないステージになっているかなというように思っているところでございます。これに関連するものとして省の中でもいろいろな動きが現在ございますので、そういったことも踏まえながら、そろそろまた考えるタイミングかと思えます。ただ、恐らく官庁営繕の根幹的な役割として普遍的な部分があると認識しております。官庁営繕のミッションについて、「国民の共有財産である官庁施設に関して、良質な施設及びサービスを効率的に提供し、公共建築分野において常に先導的な役割を果たすこと」と定めております。これ自体はあまり変わらなくて、ただ、これを実現するためのやり方などを常にその時代に即して変えていかなければいけないのではないかと認識しております。〇〇委員の御指摘も踏まえまして、いろいろとまた問題意識を持って取り組んでいきたいと思えます。ありがとうございます。

【〇〇委員】 どうもありがとうございました。今日の一連の議論を聞いていて、変わらない部分はもちろん根幹として守っていかないといけないと思うのですが、今日の先生方の御指摘にあったような視点というものを入れ込んでいかないといけないとする、その大本のところの見直しというのもどこかの段階で必要になってくるのかなという気がいたしました。お答えをいただいてよく分かりました。ありがとうございました。

以上です。

【部会長】 ありがとうございます。

ほかに手が挙がっている委員の皆さんはいらっしゃいませんけど、よろしいでしょうか。

私も1つありまして、今の役割の中には、この中に書いている公共建築工事の標準仕様書というのはやっぱり非常に大きな役割があるというふうには考えておりまして、公共建築以外にもかなりたくさん使用されていると。先ほど御指摘のあったデジタル化をされるというので、近い将来、読み込まれてAIとかで管理とか、法適合しているかというのが出てくるのではないかと思います。建築学会なんかでは、JASS5をデジタル化して利用したいというような御要望も出てきていまして、この辺りも官庁営繕部の大きなミッションになるんじゃないかなというふうには思っております。これは感想ですので特にお答えいただかなくてもいいと思いますけれども、そういうようなコメントをさせていただきました。よろしいでしょうか。

それでは、本日予定しておりました議事全て終了いたしましたので、議事の進行を事務局にお戻しいたします。

【司会】 田辺部会長、議事の進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、長時間にわたり御審議をいただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、第32回官公庁施設部会及び第16回事業評価小委員会を終了させていただきます。引き続き御指導賜りますよう、よろしくお願いいたします。

委員の皆様、御退出いただいて結構でございます。

本日はありがとうございました。

— 了 —